

離島再生可能エネルギー導入促進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 離島再生可能エネルギー導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、沖縄振興特別推進交付金交付要綱（平成24年4月19日府政沖第149号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、電気事業法施行規則別表第1の下欄に掲げる沖縄県の離島（以下「離島」という。）における再生可能エネルギーの導入拡大を目指す民間事業者の取組を支援することで、変動性電源である太陽光発電設備を最大限利活用できる環境を整え、離島の再生可能エネルギー導入を促進することを目的とする。

(補助金の交付の対象、経費、補助率及び限度額)

第3条 沖縄県知事（以下「知事」という。）は、離島の再生可能エネルギー導入促進事業（前条に規定する交付の目的に沿ったものに限る。以下「補助事業」という。）を行おうとする者に対して、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

- 2 前項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。代表事業者は、補助事業の実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令等若しくは本要綱に違反した場合についても代表事業者がその責を負うものとする。
- 3 補助事業は、離島において、太陽光発電設備や需要側設備を群単位で管理・制御するためのオフサイトから運転制御可能な需要側設備・システム等の導入を行う事業とする。
- 4 補助対象経費の区分、補助率及び補助金の限度額は別表1のとおりとする。

(他の補助金との調整)

第4条 補助対象経費は、国や県からの他の補助金等（適正化法第2条第1項及び第4

項並びに規則第2条第1項及び第4項に規定する補助金等をいう。)の対象経費を含まないものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(共同で申請する場合は代表事業者を指す。以下「申請者」という。)は、様式第1による補助金交付申請書に知事が定める書類を添付して、知事が定める時期までに提出しなければならない。

- 2 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。(以下「消費税等仕入控除税額」という。))を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

この場合において、知事は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うことができるものとする。

- 2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付すことができるものとする。
- 3 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第7条 知事は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 前条第1項の通知を受けた者(以下、「補助事業者」という。)は、法律、本要綱、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うこと。
- (2) 補助事業者は、第8条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしよ

うとするときは、知事に報告すること。

- (3) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、第9条に従うこと。
- (4) 補助事業者は、第10条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、第12条の規定に基づき速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (6) 補助事業者は、知事が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、知事の指示に従うこと。
- (7) 補助事業者は、知事が第18条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うこと。
- (8) 補助事業者は、知事が第18条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、知事が指定する期日までに返還するとともに、同条第6項の規定に基づき加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、同条第8項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- (9) 補助事業者は、知事が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。
- (10) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。以下同じ。)については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分(補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保提供等に供することをいう。以下同じ。)しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (11) 補助事業者は、第22条第3項及び第23条第4項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、知事の請求に応じ、その収入の全部又は一部を納付すること。
- (12) 補助事業者は、補助事業の完了後、知事が実施する各種調査事業において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び発電の状況その他補助事業の成果を検証するため必要な情報について、知事から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供しなければならないこと。
- (13) 補助事業者は、第23条第2項で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、国が認証する制度であるJ－クレジットとして認証を受け、かつ当該J－クレジットを移転又は無効化してはならないこと。

(申請の取下げ)

第8条 第6条第1項の規定による交付決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請の取下げをしようとするときは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に、様式第3による交付申請取下げ届出書を知事に提出しなければならない。

(契約等)

第9条 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不適当である場合を除き、競争入札によること。

(計画変更等の承認等)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による補助事業計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならぬ。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
 - (2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の10パーセント以内の範囲内で変更する場合を除く。
 - (3) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
 - (4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 知事は、前項に基づく補助事業計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(債権譲渡の禁止)

第11条 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(事故の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第5による補助事業事故報告書を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

(状況の報告)

- 第 13 条 補助事業者は、知事が特に必要と認めて要求したときは、様式第 6 による補助事業遂行状況報告書を知事が要求する期日までに提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の実施状況及び検証結果について、当該設備導入完了後、知事が別に定める期間、様式第 7 による補助事業実施状況報告書を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、前項の実施状況報告を停止するときは、あらかじめ様式第 8 による補助事業実施状況報告停止承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならぬ。

(実績の報告)

- 第 14 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して 30 日以内又は 2 月末日のいずれか早い日までに、様式第 9 による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、交付対象事業等が完了せずに交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合は、翌年度の 4 月 30 日までに規則第 12 条後段の規定に基づき、第 1 項に準ずる実績報告書等を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第 1 項又は第 2 項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助事業の承継)

- 第 15 条 知事は、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、もしくは契約により共同申請者への所有権移転がおこなわれる場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第 10 による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(補助金の額の確定等)

- 第 16 条 知事は、第 14 条第 1 項の補助事業実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第 10 条第 1 項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に速やかに通知するものとする。

2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、対応する区分ごとに交付決定された補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

（補助金の請求）

第 17 条 補助事業者は、補助金について概算払を受けることができる。ただし、概算払の額は補助金交付決定額の 9 割を限度とし、補助事業の進捗度合を超えてはならない。

- 2 補助事業者は、前項の概算払を受けようとする場合は、様式第 11 の概算払請求書を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けた場合は、直ちに様式第 12 による精算払請求書を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 18 条 知事は、第 10 条第 1 項第 4 号の規定による申請があった場合又は次の各号の一に該当すると認められる場合には、第 6 条第 1 項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令若しくは本要綱又はこれらに基づく知事の処分又は指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業等に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 補助事業者が、暴力団排除に関する誓約の事項に違反した場合
- 2 前項の規定は、第 16 条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 知事は、第 1 項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。
 - 4 知事は、第 1 項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
 - 5 知事は、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者に通知するものとする。
 - (1) 返還すべき補助金の額
 - (2) 延滞金に関する事項
 - (3) 納期日（返還の請求があった日から 20 日以内）

- 6 知事は、第4項の返還を請求するときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95%の割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
- 7 知事は、補助事業者が第4項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第13により報告させるものとする。
- 8 知事は、補助事業者が、返還すべき補助金を第5項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第19条 補助事業者は、第16条の規定に基づく補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第14の報告書により知事に速やかに報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 前項の返還については前条第5項、第7項及び第8項の規定を準用する。

（加算金の計算）

- 第20条 知事は、加算金や延滞金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

- 第21条 知事は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

（取得財産等の管理等）

- 第22条 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について様式第15による取得財産等管理台帳（取得財産等明細表）を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第15による取得財産等管理台帳（取得財産等明細表）を第14条第1項に定める補助事業実績報告書に添付して提出するものとする。
 - 3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入が

あると認められるときは、その収入の全部又は一部を沖縄県に納付させることができるものとする。

(財産処分の制限等)

第 23 条 補助事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が 1 件当たり 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、補助事業の完了後においても知事の承認を受けないで交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第 16 による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならぬ。
- 4 前条第 3 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 5 第 2 項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより補助事業者が得た収入については、前条第 3 項の規定は適用しない。

(補助金の収益納付)

第 24 条 補助事業者は、補助事業等実施中及び終了後一定期間内に、交付対象事業等の成果に基づく産業財産権の譲渡又はそれらの実施権の設定、その他出資により取得した持分に対する財産分配等により収益があったときは、様式第 17 の収益状況報告書を知事に提出しなければならぬ。

- 2 補助事業者は、知事が前項の報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、知事の発する指令に従って、交付された交付金の全部又は一部に相当する金額を県に納入しなければならぬ。
- 3 知事は、前項の認定に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の経理等)

第 25 条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分した上、帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常にその収支を明らかにしておかなければならぬ。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止もしくは廃止の承認があった日の属する年度の終了後 5 年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならぬ。

(雑則)

第 26 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、

知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月16日から施行する。
- 2 また、令和10年3月31日をもって効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

- 1 本要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

別表第1

補助対象 経費区分	補助事業の内容	補助率	補助金の限度額
設備費	補助事業の実施に必要な補助対象設備の購入及び製造等に要する経費		
工事費	補助事業の実施に必要な補助対象設備の設置に要する経費（設計費、工事費、諸経費）	2／3	300,000千円

※上記経費に係る消費税及び地方消費税は、補助対象経費として認めないものとする。

※補助対象設備等の詳細については、別に定める。

様式第1

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所（本社所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）

令和 年度離島再生可能エネルギー導入促進事業補助金 交付申請書

離島再生可能エネルギー導入促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金の交付の決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）及び要綱の定めるところに従います。

記

- 1 申請額： 円
- 2 補助事業の目的及び内容：実施計画書のとおり
- 3 補助事業の遂行に関する計画：実施計画書のとおり
- 4 補助事業に要する経費：別紙1 のとおり
- 5 補助事業の開始及び完了予定年月日
事業の着手予定日：交付決定の日
事業の完了予定日：令和 年 月 日
- 6 添付書類（その他参考資料）
 - (1) 法人の登記事項証明書
 - (2) 直近3カ年の財務諸表
 - (3) その他参考資料
- 7 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

（備考）用紙は日本工業規格A4とする。

別紙1 補助事業に要する経費(経費配分)

(単位：円)

補助対象経費の区分	補助事業に要する経費（全体事業費）	補助対象経費の額	補助率	補助金交付申請額
合計				

(備考)

- 1 「経費区分」の欄は、本交付要綱の別表の費目の区分に従い記載すること。ただし、必要に応じ細分して記載して差し支えない。
- 2 「補助対象経費」とは、補助事業に要する経費（全体事業費）のうち、補助金交付の対象として算出した経費とする。本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

別紙2 補助事業の収支予算

1 収入の部

(単位 : 円)

負担区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額	
			増	減

2 支出の部

(単位 : 円)

経費区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額	
			増	減

様式第2

沖縄県指令商 号

申請者 名称

令和 年 月 日付けで申請があった令和 年度離島再生可能エネルギー導入促進事業補助金については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和 47 年沖縄県規則第 102 号。以下「規則」という。）第 4 条及び離島再生可能エネルギー導入促進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知する。

年 月 日

沖縄県知事名

記

1 補助事業に要する経費 金 円

2 補助金の額 金 円

3 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度離島再生可能エネルギー導入促進事業補助金交付申請書の記載のとおりとする。

4 この補助金の交付決定及び確定を受けた者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、同施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、規則及び交付要綱に従わなければならない。

5 当該交付決定に係る交付申請が、偽りその他不正の行為によるものであるときや、知事の付した条件に違反した場合は、当該交付決定を取り消すことがある。

取消しをした場合において、既に交付金が交付されているときは、期限を付して返還を命ずる。

様式第3

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所（本社所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）

令和 年度離島再生可能エネルギー導入促進事業補助金
交付申請取下げ届出書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった補助事業に係る交付の申請は、下記のとおり取下げることとしたので、離島再生可能エネルギー導入促進事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 補助事業の名称
2. 交付の申請の取下げ理由
3. 取下げられた交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額
 - (1) 補助対象経費
 - (2) 補助金の額

様式第4

番 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所（本社所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）

令和 年度離島再生可能エネルギー導入促進事業補助金
補助事業計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助事業計画を下記のとおり変更したいので、離島再生可能エネルギー導入促進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 計画変更の内容
3. 計画変更の理由
4. 計画変更が補助事業に及ぼす影響及び効果
5. 計画変更後の経費の配分（別紙）及び算出根拠

（注） 1. 中止又は廃止若しくは承継にあっては中止又は廃止若しくは承継後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

2. 承継にあっては、承継に関する当事者の契約書の写し、承継者の経歴及び状況を示す事業概要書及び承継する補助事業の責任ある遂行に関する承継者の誓約書を添付すること。

(別紙)

計画変更後の経費の配分

(単位 : 円)

補助対象経費の区分	補助事業に要する経費			補助対象経費			補助率	補助金の額		
	配分済額	変更額	改配分額	配分済額	変更額	改配分額		配分済額	変更額	改配分額
合計										

様式第5

番 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所（本社所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）

令和 年度離島再生可能エネルギー導入促進事業補助金
補助事業事故報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助事業の遅延等について、離島再生可能エネルギー導入促進事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 事故の原因及び内容
3. 事故に係る金額 金 円
4. 事故に対して取った措置
5. 事故が補助事業に及ぼす影響
6. 補助事業の遂行及び完了予定日

様式第6

番 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所（本社所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）

令和 年度離島再生可能エネルギー導入促進事業補助金
補助事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助事業の遂行状況について、離島再生可能エネルギー導入促進事業補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の遂行状況の概要
3. 補助対象経費の使用状況

様式第7

番 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所（本社所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）

令和 年度離島再生可能エネルギー導入促進事業補助金
補助事業実施状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助事業の実施状況について、離島再生可能エネルギー導入促進事業補助金交付要綱第13条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の実施状況の概要
3. 事業効果
 - (1) 事業効果
 - (2) 検証期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

- (3) 検証内容、データ（別紙により記載）

（備考） 1. 表等を横位置に記入するときは、表等の右側を上にすること。
2. 説明上必要な資料を適宜添付すること。

様式第8

番 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所（本社所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）

令和 年度離島再生可能エネルギー導入促進事業補助金
補助事業実施状況報告停止承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助事業の実施状況に
係る報告の停止承認を受けたいので、離島再生可能エネルギー導入促進事業補助金交付要綱
第13条第4項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 実施状況報告停止期間
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
3. 実施状況報告停止の理由
4. 今後の見込み

（備考）用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

様式第9

番 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所（本社所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）

令和 年度離島再生可能エネルギー導入促進事業補助金
補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助事業が完了しましたので、離島再生可能エネルギー導入促進事業補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の実施期間

令和 年 月 日着手

令和 年 月 日完了

2. 事業の成果

3. 交付決定額及びその精算額

経費の区分	交付決定額	精算額	差引
計			

4. 添付書類

- (1)補助事業経費収支精算書及び支出済額明細書
- (2)補助事業の経過又は成果を証する書類
- (3)その他参考となる書類

様式第 10

番 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所（本社所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）

令和 年度離島再生可能エネルギー導入促進事業補助金
補助事業承継承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった補助事業の地位を承継し、当該補助事業を継続して実施したいので、離島再生可能エネルギー導入促進事業補助金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 旧補助事業者名
2. 補助事業の地位の承継理由
3. 補助事業の名称
4. 補助事業の内容
5. 交付決定通知の日付及び番号
6. 交付決定通知書に記載された補助金の額

様式第 11

番 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所（本社所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名） 印

担当者
連絡先

令和 年度離島再生可能エネルギー導入促進事業補助金
概算払請求書

令和 年 月 日付け沖縄県指令商第 号で交付決定のあった補助金について、離島再生可能エネルギー導入促進事業補助金交付要綱第 17 条第 2 項の規定の規定により、下記のとおり請求します。

記

概算払請求金額

金 円也

内訳	補助金交付決定額	金	円也
概 算 払 受 領 済 額	金	円也	
今 回 請 求 額	金	円也	
残	額	金	円也

口座振替申出表示	
金融機関の名称	
預金の種類	
口座番号	
口座名義	

様式第 12

番 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所（本社所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）

担当者
連絡先

令和 年度離島再生可能エネルギー導入促進事業補助金
精算払請求書

令和 年 月 日付け沖縄県達商第 号で確定通知のあった補助金について、離島再生可能エネルギー導入促進事業補助金交付要綱第 17 条第 3 項の規定の規定により、下記のとおり請求します。

記

精算払請求金額

金 円也

内訳	補 助 金 確 定 額	金	円也
	概 算 払 受 領 潟 額	金	円也
今 回 請 求 額	金	円也	
残	額	金	円也

口座振替申出表示	
金融機関の名称	
預金の種類	
口座番号	
口座名義	

様式第 13

番 号

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所（本社所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）

令和 年度離島再生可能エネルギー導入促進事業補助金
返還報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった補助事業について、離島再生可能エネルギー導入促進事業補助金交付要綱第 18 条第 7 項（又は第 19 条第 3 項）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--------------------|---|
| 1. 補助事業の名称 | |
| 2. 既に交付を受けている補助金の額 | 円 |
| 3. 返還を請求された金額及び年月日 | |
| 4. 返還した金額及び年月日 | |
| (1) 返還金 | 円 |
| (2) 加算金 | 円 |
| (3) 延滞金 | 円 |
| 5. 加算金及び延滞金の算出根拠 | |
| 6. 未返還金額 | |
| (1) 返還金 | 円 |
| (2) 加算金 | 円 |
| (3) 延滞金 | 円 |

様式第 14

番 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所（本社所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）

令和 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった補助事業について、離島再生可能エネルギー導入促進事業補助金交付要綱第 19 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 交付金額（交付要綱第 16 条第 1 項による額の確定額）

円

2 交付金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

4 交付金返還相当額（3. - 2.）

円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第 15

取得財産等管理台帳（取得財産等明細表）

〔令和 年度〕

財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	保管場所	補助率	備考

（注）

- 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第23条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 財産名の区分は、（イ）事務用備品、（ロ）事業用備品、（ハ）書籍・資料、（ニ）無体財産権、（ホ）その他の物件（不動産及びその従物）とする。
- 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第 16

番 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所（本社所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）

令和 年度離島再生可能エネルギー導入促進事業補助金
補助事業財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった補助事業について、離島再生可能エネルギー導入促進事業補助金交付要綱第 23 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称 (仕様)	財産名 (注 1)	数量	処分の方法 (注 1)	処分の理由	備考（注 2） (処分の時期等)

2. 相手方（住所、氏名、使用の場所及び流用の目的）

3. 処分の条件（注 3）

- （注） 1. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は、用途を記載する。
2. 取得財産が共有の場合は、備考に共有相手先及び共有比率を記載すること。
3. 売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の相手方のある場合は、それぞれ相手方及び条件について記載する。自己使用の場合は不要。

様式第 17

番 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所（本社所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）

令和 年度離島再生可能エネルギー導入促進事業補助金
収益状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた補助事業について、
離島再生可能エネルギー導入促進事業補助金交付要綱第 24 条第 1 項の規定に基づき、
収益状況を下記のとおり報告します。

記

1 交付金の確定額及びその通知日

円 令和 年 月 日 第 号

2 報告期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3 収益状況 (別 紙)

(別紙)

収 益 状 況

(単位：円)

産業財産権の名称、又は財産分配の概要	収益額	算出根拠